

## 平成30年草加市議会12月定例会 市長提出議案一覧

### 【議案】

- 第 99号議案 平成30年度草加市一般会計補正予算(第3号)
- 第100号議案 平成30年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第101号議案 平成30年度草加市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第102号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第103号議案 草加市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第104号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第105号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第106号議案 指定管理者の指定について
- 第107号議案 市道路線の廃止について
- 第108号議案 市道路線の認定について
- 第109号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第110号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 【報告】

- 第 25号報告 専決処分の報告について
- 第 26号報告 専決処分の報告について
- 第 27号報告 専決処分の報告について

# 議案

## 第99号議案 平成30年度草加市一般会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額	73,813,294千円
歳入・歳出補正予算額	61,797千円
補正後の歳入・歳出予算額	73,875,091千円

### 補正予算の主な内容

歳入 丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
13 国庫支出金	11,874	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	10,578
		事務費交付金	1,296
14 県支出金	4,961	保険基盤安定負担金(後期高齢者医療分)	4,961
17 繰入金	44,962	・財政調整基金繰入金	44,962
合 計	61,797		

歳出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	25,770	・文書法規事務[庶務課]		2,873
		・戸籍事務[市民課]		432
		・住民基本台帳事務[市民課]		191
		・総合窓口事業[市民課]		2,400
		・環境施策推進事業[環境課]		25,056
3 民生費	7,911	・後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課]		6,615
		・国民年金制度の推進[保険年金課]		1,296
10 教育費	28,116	・学校施設維持管理事業(小学校)[総務企画課]		16,175
		・学校施設維持管理事業(中学校)[総務企画課]		8,473
		・図書館情報サービス・管理運営事業[中央図書館]		3,468
合 計	61,797			

・継続費の補正(1事業)

	事 項 ( 期 間 )	年割額及び総額	
追加(新規設定分)	図書館情報サービス・管理運営事業 (中央図書館空調設備等改修工事設計業務委託)  (平成30年度～平成31年度)	H30	3,468千円
		H31	8,093千円
		総額	11,561千円

・繰越明許費の設定(3事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	環境施策推進事業	25,056千円
通常事業	学校施設維持管理事業(小学校)	16,175千円
通常事業	学校施設維持管理事業(中学校)	8,473千円

・債務負担行為の補正(9事業)

分類	事 項 ( 期 間 )	限度額
追加(新規設定分)	コミュニティセンター管理事業(平成28・29年度設定分) (平成30年度～平成33年度)	6,794千円
追加(新規設定分)	埼玉県議会議員一般選挙執行(平成30年度～平成31年度)	13,997千円
追加(新規設定分)	体育施設管理運営事業(平成28・29年度設定分) (平成30年度～平成33年度)	4,458千円
追加(新規設定分)	文化会館維持管理・芸術文化振興事業(平成29年度設定分) (平成30年度～平成33年度)	48,600千円
追加(新規設定分)	保育施設整備事業(しのは保育園耐震補強等工事)(平成30年度～平成31年度)	154,638千円
追加(新規設定分)	児童館・児童センター運営事業(氷川児童センター)(平成30年度～平成35年度)	140,940千円
追加(新規設定分)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)(平成30年度～平成31年度)	25,100千円
追加(新規設定分)	道路舗装改良事業(平成30年度～平成31年度)	109,296千円
追加(新規設定分)	排水路整備事業(平成30年度～平成31年度)	120,420千円

**第100号議案** 平成30年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額 2,630,622千円

歳入・歳出補正予算額 6,615千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,637,237千円

補正予算の主な内容

歳入			(千円)
款	補正額	主 な 内 容	
2 繰入金	6,615	保険基盤安定繰入金	6,615
合 計	6,615		

歳出				(千円)
款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,615	・後期高齢者医療広域連合納付金		6,615
合 計	6,615			

**第101号議案** 平成30年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）

・債務負担行為 新規設定分		(千円)
事 項 ( 期 間 )		限度額
施設改良事業	(平成30年度～平成31年度)	409,800

**第102号議案** 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

個人番号の独自利用事務として、草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務を追加するものです。

独自利用事務

社会保障、地方税又は防災に関する事務等で、条例で定めることにより市が独自に個人番号を利用することが可能となる法定利用事務以外の事務

2 内容

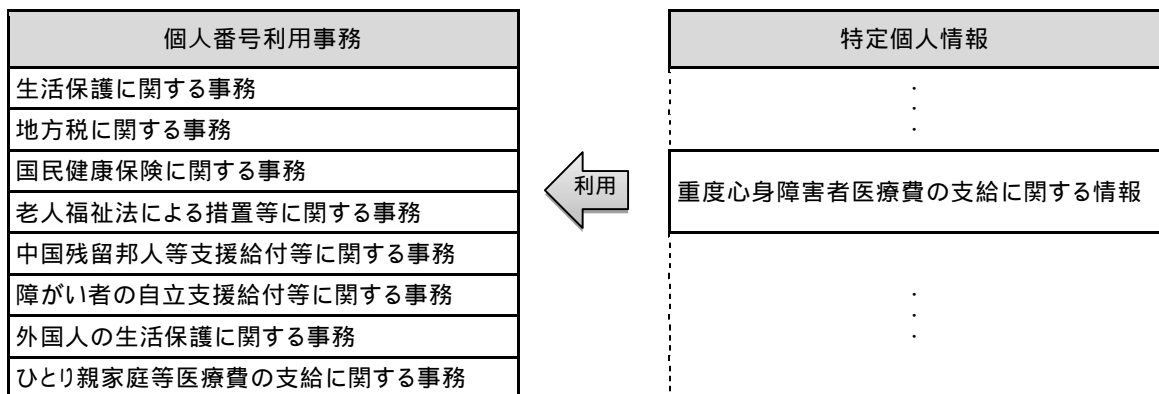
(1) 独自利用事務の追加

条例で定める独自利用事務として、事務を行う機関及び事務の内容を次のとおり追加します。

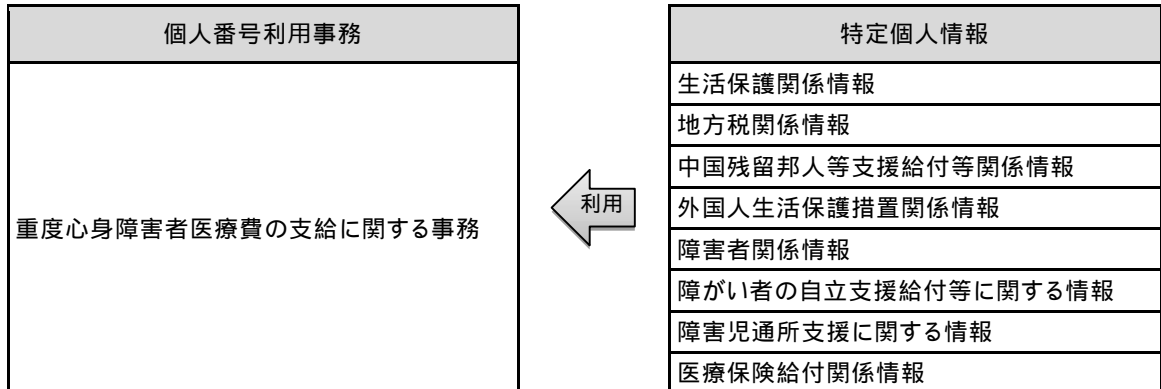
機関	事務
市長	草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 庁内連携 をする特定個人情報の追加

ア 「重度心身障害者医療費の支給に関する情報」を利用する個人番号利用事務について、その旨を規定します。



イ 「重度心身障害者医療費の支給に関する事務」で利用する特定個人情報を規定します。



庁内連携

法定利用事務又は独自利用事務を行う中で、同一機関内の別の部署の特定個人情報を利用すること。

【対象者数】 重度心身障害者医療対象者数 約4,400人 転入者 約50人

### 3 施行期日

平成31年1月1日から施行します。

## 第103号議案 草加市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

市民の自主的な文化芸術活動を推進し、文化芸術の振興を図るため、草加市文化会館に日本文化芸術関連施設「<sup>ぜんそうあん</sup>漸草庵 <sup>はくたい かかく</sup>百代の過客」を増設するとともに、その使用料を設定するものです。

### 2 内容

#### (1) 施設の概要

施設名称： <sup>ぜんそうあん</sup> 漸草庵 <sup>はくたい かかく</sup> 百代の過客	
設置場所：草加市文化会館南西側	
延べ面積：187.60㎡	
貸出対象：菊の間（次の間）14.28㎡（6帖）	松の間（広間）18.19㎡（8帖）
桜の間（ <sup>よりつき</sup> 寄付）11.06㎡（4帖半）	小間（茶室）9.51㎡
貸出対象外：お休み処（ <sup>りゅうれい</sup> 立礼席）31.19㎡（19帖）	
共用スペース（取次・廊下・トイレ等）92.86㎡	
外部トイレ 3.29㎡	台所 7.22㎡

## (2) 使用料

区分	使用区分	金額
菊の間(6帖)	午前9:00~正午	2,550円
	午後1:00~午後5:00	3,570円
	午後5:30~午後9:30	4,280円
	全日 午前9:00~午後9:30	10,400円
松の間(8帖)	午前9:00~正午	3,250円
	午後1:00~午後5:00	4,550円
	午後5:30~午後9:30	5,460円
	全日 午前9:00~午後9:30	13,260円
桜の間(4帖半)	午前9:00~正午	1,970円
	午後1:00~午後5:00	2,750円
	午後5:30~午後9:30	3,300円
	全日 午前9:00~午後9:30	8,020円
小間	午前9:00~正午	2,210円
	午後1:00~午後5:00	3,090円
	午後5:30~午後9:30	3,700円
	全日 午前9:00~午後9:30	9,000円
全館	午前9:00~正午	9,980円
	午後1:00~午後5:00	13,960円
	午後5:30~午後9:30	16,740円
	全日 午前9:00~午後9:30	40,680円

## 3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

**第104号議案** 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

平成30年11月7日付けの草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市立小中学校への学校運営協議会の設置に伴う同協議会の委員の報酬の額を定めるものです。

### 2 内容

学校運営協議会委員 年額 9,000円

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

## 第105号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

手代町地区の住居表示の実施に伴い、開発区域の表示に係る条文の所要の整備を行うものです。

### 2 内容

建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定める区域に係る手代町の表示を次のように改めます。

【改正前】

手代町

【改正後】

手代一丁目から三丁目まで

### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## 第106号議案 指定管理者の指定について

管理を行わせる施設	指定管理者	期間
草加市立氷川児童センター	東京都渋谷区東二丁目22番14号 公益財団法人児童育成協会 理事長 藤田 興彦	平成31年4月1日から 平成36年(2024年) 3月31日まで(5年間)

## 第107号議案 市道路線の廃止について

次のとおり市道を廃止するものです。(合計 17路線・2,931.72m)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 新田駅東口土地区画整理事業  | 市道10317号線      |
| (2) 寄附による路線延長      | 市道11339号線ほか1路線 |
| (3) 草加柿木地区産業団地整備事業 | 市道20003号線ほか8路線 |
| (4) 路線延長           | 市道20953号線ほか2路線 |
| (5) 一般交通の用に供しない    | 市道30544号線ほか1路線 |



**第108号議案** 市道路線の認定について

次のとおり市道を認定するものです。(合計 30路線・3,140.49m)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 寄附等            | 市道9015号線ほか18路線 |
| (2) 寄附による路線延長      | 市道11339号線ほか1路線 |
| (3) 草加柿木地区産業団地整備事業 | 市道20003号線ほか3路線 |
| (4) 路線延長           | 市道20953号線ほか2路線 |
| (5) 道路新設改良工事等      | 市道40800号線ほか1路線 |

**第109号議案** 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

平成31年1月24日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任として、新たに教育委員会委員に川井かすみ氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

**第110号議案** 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成31年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任として、新たに人権擁護委員に竹村圭司氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

**報 告**

**第25号報告** 専決処分の報告について(事故による損害賠償)

1 事故の概要

平成30年7月19日午後2時30分頃、水道施設課の職員が谷塚浄水場の敷地から公用車を後退させて市道30568号線に出た際、草加市谷塚上町449番地5に停車していた自動車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

1,144,538円

(物件損害賠償・自動車共済により全額補填)

3 専決処分日

平成30年9月13日

**第26号報告** 専決処分の報告について（草加市立学校設置条例の一部を改正する条例）

1 目的

平成30年10月13日付けで松原三丁目地区の住居表示に関する街区の区域の設定及び変更並びに街区符号の設定が実施されることに伴い、同地区内に存する草加市立栄中学校の位置の表示を変更するものです。

2 内容

草加市立栄中学校の位置の表示を次のとおり変更するものです。

改正前	改正後
草加市松原三丁目3番1号	草加市松原三丁目7番1号

3 施行期日

平成30年10月13日

4 専決処分日

平成30年9月28日

**第27号報告** 専決処分の報告について（草加市立社会福祉活動センター設置及び管理条例及び草加市児童遊園設置条例の一部を改正する条例）

1 目的

平成30年11月23日付けで手代町地区の住居表示が実施されることに伴い、同地区内に存する公の施設の位置の表示を変更するものです。

2 内容

次のとおり公の施設の位置の表示を変更するものです。

名称	改正前	改正後
草加市立社会福祉活動センター	草加市手代町1009番地1	草加市手代二丁目17番17号
草加市手代仲町児童遊園	草加市手代町50番地163	草加市手代二丁目50番地163

3 施行期日

平成30年11月23日

4 専決処分日

平成30年11月6日